

# 給付奨学生 全員提出！！

本人保管用

※必ずお読みいただき、  
授業料(等)の納入完了まで  
保管してください。

## 2026年度前期 授業料(等)の延納手続きについて 【高等教育の修学支援新制度対象者用】

高等教育の修学支援新制度対象者（給付奨学生）は、毎年、年度末の学業成績により適格認定を実施し、次年度以降の支援の継続または廃止の措置を決定します。適格認定の結果確定が授業料納入期限（4月20日）以降となるため、修学支援制度対象者は全員、授業料(等)延納手続きが必要となります。

つきましては、下記の通り手続きをお願いいたします。

### 1. 延納手続および除籍猶予手続について

#### 【提出書類（申請に必要な書類）】

- ① 『授業料(等)延納願』（様式第10号）準用  
② 『授業料(等)納入および除籍猶予願』（様式第11号）準用

※高等教育の修学支援新制度対象者は  
**全員提出**してください。  
(家計基準により支援対象外となつて  
いる方も含みます)

※①②両書類に必要事項を記入し「2枚」の左上をホッチキス止めして学生生活課奨学金係に提出してください。

※①②の書類を提出された方は教務課に2026年度前期授業料(等)延納願を提出する必要はありません。

【提出期間】 2025年12月24日（水）（厳守）

【提出先】 本館1階奨学金窓口前の  
**専用BOXへ投函**してください。

※やむを得ず郵送する場合は、右のラベルを切り取り ⇒  
レターパックライト（記録郵便）で送付ください。

〒574-8530  
大阪府大東市中垣内3-1-1  
大阪産業大学 学生生活課 奨学金係

奨学金関連書類在中

#### 【上記2種類の延納および除籍猶予手続による納入期限と除籍猶予期限】

①『授業料(等)延納願』により、2026年6月22日（月）まで（2ヵ月間）納入期限が延期されます。

※①の延納手続期限までに納入確認ができない場合は、②の除籍猶予願者として取り扱います。

②『授業料(等)納入および除籍猶予願』により、2026年7月21日（火）まで納入期限が猶予されます。

※ただし②の場合、除籍猶予手数料として2,000円が加算されますのでご注意ください。

#### 【延納手続および除籍猶予手続にかかる注意事項】

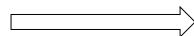
- 授業料(等)納入期限（2026年4月20日）を過ぎると「休学願」の提出はできません。
- 消せるペン（フリクションボールペンなど）で書いた延納手続書類は無効となります。
- ②の除籍猶予期限（2026年7月21日）までに納入しなければ、除籍（2026年4月1日付）となります。
- 除籍になると当該年度前期の成績および履修が無効となり、単位を取得できません。
- 除籍確定後（3年を超えない者）は、規程に基づく「再入学」制度でしか大学に戻ることができません。  
(最短で2027年度の4月)

### 2. 延納手続および除籍猶予手続に伴う授業料(等)の振込依頼書について

5月下旬～6月上旬に修学支援制度対象者の授業料(等)振込依頼書を郵送します。

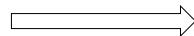
期日の異なる振込依頼書を2枚組でお送りいたしますので、以下に従ってどちらか一方のみご使用ください。

2026年6月22日までに入金可能な場合



振込依頼書A

2026年6月23日以降に入金の場合



振込依頼書B (2,000円加算)

※振込依頼書を紛失した場合は再発行いたしますので、本館9階経理課までご連絡ください。

※本申請による納入期日の延長の対象は、「2026年度前期授業料(等)」になります。

※4月20日納付期限の授業料等振込依頼書は発行いたしません。

2枚をホッチキスでとめて提出

様式第 10 号 (準用)

## 1枚目 記入見本

## 授業料(等)延納願

【高等教育の修学支援新制度対象者用】

学生生活課届出の日付を記入

西暦 2025 年 12 月 15 日願出

大阪産業大学学長殿

経済 学研究科  
学 部 経済 専攻  
学科

学籍番号 99E999

氏名 大阪 花子

保護者氏名  
(保証人) 大阪 太郎

[本人・保護者(保証人)ともそれぞれ自筆で記入してください]

上の電話番号欄は、  
保護者の携帯電話番号  
を記入下の携帯番号欄は、  
学生本人の携帯電話番号  
を記入

電話番号 090 — 0000 — 9999

携帯番号 080 — 9999 — 9999

このたび、下記の理由により授業料(等)の期限内納入が困難になりましたので、学費納入規程第6条による延納についてご許可くださいますよう保護者(保証人)連署をもってお願いします。

記

## 1. 延納の期限

期限: 西暦 2026 年 6 月 22 日まで

## 2. 延納の理由 (詳細に)

高等教育の修学支援新制度に伴い、前期授業料(等)納付期限の

延長が必要なため

教務部長	教務部部長	教務課長	経理課長	受付印

2枚をホッチキスでとめて提出

様式第 11 号 (準用)

## 2枚目 記入見本

## 授業料(等)納入および除籍猶予願

【高等教育の修学支援新制度対象者用】

学生生活課届出の日付を記入

西暦 2025 年 12 月 15 日願出

大阪産業大学学長殿

経済 学研究科  
学 部 経済 専攻  
学科

学籍番号 99E999

氏名 大阪 花子

保護者氏名  
(保証人) 大阪 太郎

[本人・保護者(保証人)ともそれぞれ自筆で記入してください]

上の電話番号欄は、  
保護者の携帯電話番号  
を記入下の携帯番号欄は、  
学生本人の携帯電話番号  
を記入

電話番号 090 — 0000 — 9999

携帯番号 080 — 9999 — 9999

このたび、下記の理由により授業料(等)の期限内納入が困難になりましたので、学費納入規程第7条による授業料(等)納入および除籍の猶予についてご許可くださいますよう保護者(保証人)連署をもってお願い致します。

なお、猶予された期限日までに授業料(等)を納入できないときは、除籍処分を受けても異議を申し立てません。

記

2026 年 6 月 23 日～2026 年 7 月 21 日までの  
納入には、納入猶予手数料 (2000 円) が加  
わります。※2026 年 6 月 20 日までの納入については、  
猶予手数料はかかりません。

## 1. 猶予の期限

期限: 西暦 2026 年 7 月 21 日まで

## 2. 手数料 (下記のどちらかに○をつけること)

7,000 円 (除籍取消料 5,000 円と納入猶予手数料 2,000 円) =

・ 2,000 円 (納入猶予手数料 2,000 円)

## 3. 延納の理由 (詳細に)

高等教育の修学支援新制度に伴い、前期授業料(等)納付期限の

延長が必要なため

教務部長	教務部部長	教務課長	経理課長	受付印

# 授業料(等)延納願

【高等教育の修学支援新制度対象者用】

西暦 年 月 日願出

大阪産業大学学長 殿

学研究科  
学 部 専攻  
学 科

学籍番号 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

保護者氏名  
(保証人) \_\_\_\_\_

[本人・保護者(保証人)ともそれぞれ自筆で記入してください]

電話番号 \_\_\_\_\_

携帯番号 \_\_\_\_\_

このたび、下記の理由により授業料(等)の期限内納入が困難になりましたので、学費納入規程第6条による延納についてご許可くださいますよう保護者(保証人)連署をもってお願ひします。

記

1. 延納の期限

期限: 西暦 2026 年 6 月 22 日まで

2. 延納の理由(詳細に)

高等教育の修学支援新制度に伴い、前期授業料(等)納付期限の

延長が必要なため

教務部長	教務部部長	教務課長	経理課長	受付印

# 授業料(等)納入および除籍猶予願

【高等教育の修学支援新制度対象者用】

西暦 年 月 日願出

大阪産業大学学長殿

学研究科  
学 部

専攻  
学科

学籍番号 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

保護者氏名  
(保証人) \_\_\_\_\_

[本人・保護者(保証人)ともそれぞれ自筆で記入してください]

電話番号 \_\_\_\_\_

携帯番号 \_\_\_\_\_

このたび、下記の理由により授業料(等)の期限内納入が困難になりましたので、学費納入規程第7条による授業料(等)納入および除籍の猶予についてご許可くださいますよう保護者(保証人)連署をもってお願ひ致します。

なお、猶予された期限日までに授業料(等)を納入できないときは、除籍処分を受けても異議を申し立てません。

記

1. 猶予の期限

期限: 西暦 2026 年 7 月 21 日まで

2. 手数料 (下記のどちらかに○をつけること)

7,000 円 (除籍取消料 5,000 円と納入猶予手数料 2,000 円)

・ 2,000 円 (納入猶予手数料 2,000 円)

3. 延納の理由 (詳細に)

高等教育の修学支援新制度に伴い、前期授業料(等)納付期限の

延長が必要なため

教務部長	教務部部長	教務課長	経理課長	受付印